

住宅ローン本審査のご案内



| | | | | | | | | |
|---------------|--|---|--|---|---|----|------------------------------|---|
| 物件 | | | | | | | | |
| お客様名 | | | | | 様 | | | 様 |
| 返送期日 | | 月 | | 日 | | 曜日 | 下記「必要な物」を同封のうえ レターパックにて返送 | |
| 住宅ローン 特約期日 | | 月 | | 日 | | 曜日 | 特約期日までに本審査の内定取得 | |

| 必要な物 | | | |
|------|----------------------------|----|-----|
| ✓ | 本審査申込書 | 原本 | 2人分 |
| ✓ | 認印・実印 | | 2人分 |
| ✓ | 住民票 | 原本 | 1通 |
| ✓ | 印鑑証明書 | 原本 | 2人分 |
| ✓ | 住民税決定通知書 or 住民税課税証明書 直近1年分 | 原本 | 2人分 |
| ✓ | 完済証明書 | 原本 | ●社分 |
| ✓ | 勤務先の名刺 | 原本 | 2人分 |

| 注意事項・確認事項 | |
|-----------|---|
| ※ | 本審査申込書を記入する前に、同封の「記入例」をご確認ください。 |
| ※ | 住民税決定通知書は、5月頃に会社から交付される細長い書類です。 お持ちでなければ、区役所・市役所で直近の住民税課税証明書を取得していただきます。 取得年度の1月1日時点で居住していた行政の窓口で取得でき、 配偶者が代理で取得することも可能です。必要書類などは直接窓口へお問い合わせください。 |
| ※ | 住民票●通・印鑑証明書●通を取得しておくことで2度手間にならずに済みます。 (銀行・土地家屋調査士【1-1】に必要通数を確認。旧住所登記・新築戸建の場合) ・住民票と印鑑証明は3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。 ・住民票はご家族全員記載・続柄あり・本籍とマイナンバー省略で取得します。 ⇒取り間違いがとて多いので十分にご注意ください。 コンビニで取得したものは利用できません。必ず区役所・区民事務所で取得してください。 |
| ※ | 本審査では全て実印を利用します。(欠け印は利用できません。) 印鑑登録をしていない場合は、登録予定のハンコで押印してください。 後日、印鑑登録を行っていただきます。 なお、お引渡しが終わるまで登録印鑑は変更できません。 |

| | |
|---|--|
| ※ | <p>ご勤務先へ在籍確認の電話があります。 個人情報保護の観点から代表電話では取次ぎをしてもらえない場合に備え、 名刺を1枚ご用意いただくか、総務部の担当者をお知らせください。 勤務先の方から携帯番号を教えてください。できれば、 銀行担当者が携帯電話へ直接電話することができます。 意外と時間が掛かかることが多いためご協力をお願いします。</p> |
| ※ | <p>団体信用生命保険へのお申込書に虚偽申告がありますと、 必要な時に保険金が支払われないことがあります。 申告するべき事項にあたるかご心配なことがあれば早めにお知らせください。 告知事項『あり』ですと、医師の診断書を取得していただく場合があります。 なお、風邪などの一時的なものや、生活に支障がない骨折の経験などは記載不要です。</p> |
| ※ | <p>本審査では団体信用生命保険の加入審査も行います。 特約付き団信で5,000万円を超えるなど、一定条件で医師の診断書が必要になります。 その場合は、できるだけ早くクリニック等で受診をお願いします。 会社の健康診断では検査項目が不足していることがあります。</p> |
| ※ | <p>団体信用生命保険に加入できない場合、金利は上がりますが、 審査基準が緩い『ワイド団信』の審査もお勧めしています。 また、団体信用生命保険への加入が必須ではない『フラット35』もご検討ください。</p> |
| ※ | <p>火災保険・地震保険の見積りを取得してください。火災保険は原則加入する必要があります。 短期間でも構いませんので加入手続きをお願いします。 なお、ゆめ部長はバックマージンが嫌いなので保険の代理店登録はしていません。</p> |
| ※ | <p>完済条件付きのローンがある場合、完済証明書の発行時期を確認してお知らせください。 意外と時間がかかりますので要注意です。</p> |
| ※ | <p>虚偽報告や買主さまの過失により「本審査」が否決された場合、手付金が返還されないことがあります。</p> |
| ※ | <p>書類の不備がなく、在籍確認がスムーズに済めば、3日～1週間で審査結果をお知らせできます。</p> |
| ※ | <p>住宅ローン特約は売主さまに負担をおわせるものです。そのため、売買契約で定められた期日（上記の「ローン特約期日」）までに本審査の内定通知書を取得するようにご協力ください。買主さまの過失により、審査結果が期日までに出なかった場合、違約解除になる可能性もあります。</p> |